

様式第1号（第4条関係）

介護保険個人情報提供申請書

令和 年 月 日

嵐山町長 様

嵐山町介護保険要介護認定等に係る個人情報提供事務取扱要綱第4条の規定により、資料の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、資料の提供を受けたときは、裏面記載の事項を遵守します。

申請者	氏名		
	住所又は所在地	〒 TEL ()	
	申請者種別	本人 親族（対象者との関係）	
		主治医 居宅介護（介護予防）支援事業者 サービス提供事業者 その他（）	
		事業所等名称	
申請理由			

対象者	被保険者番号		
	ふりがな		
	被保険者氏名	生年月日	年 月 日生
	住所	嵐山町 TEL ()	
	要介護認定区分	要支援 1 2	要介護 1 2 3 4 5

提供を希望する資料 （希望するものに○ を付けてください）	1 認定調査票（概況調査）	閲覧 写しの交付
	2 認定調査票（基本調査）	閲覧 写しの交付
	3 認定調査票（特記事項）	閲覧 写しの交付
	4 主治医意見書	閲覧 写しの交付
	5 認定結果に関する資料	閲覧 写しの交付

保険者確認欄	認定申請書本人の同意	有 無	申請者の 資格
	主治医意見書の医師同意	有 無	
	資料提供の可否	可 不可	
	備考		

(裏面)

遵守事項

資料の提供を受けた申請者(被保険者及びその親族を除く。)は、次の事項を遵守し、個人情報の保護に十分注意すること。

- 1 提供を受けた資料に係る被保険者の情報(以下「被保険者情報」という。)は、被保険者の介護サービス計画の作成並びに介護サービスの提供のために使用すること。
- 2 被保険者情報は、被保険者からの文書による同意を得ることなく被保険者以外の者に知らせ若しくは提供し、又は被保険者の親族に関する情報を当該親族からの同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ若しくは提供してはならない。
- 3 申請者が居宅介護支援事業者あるいは介護サービス提供事業者である場合は、当該事業者の職員が、上記1及び2の事項を遵守するよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 被保険者の同意を得ることなく、提供を受けた資料を上記1以外の目的で複写し、又は複製してはならない。
- 5 提供を受けた資料は、厳重に保管し、紛失または破損しないように適正な保管に努めること。万一、紛失または破損した場合は、直ちに町長まで届け出てその指示に従い善処しなければならない。
- 6 提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写又は複製したものを含む。)を責任を持って廃棄しなければならない。
- 7 町長から提供資料の提出又は返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

注意事項

- 1 認定調査票の資料提供について、被保険者の同意を得ていないものについては提供できません。
- 2 主治医意見書の資料提供について、被保険者及び主治医から同意を得ていないものについては提供できません。
- 3 資料の写しの交付を希望する場合は、写しの作成及び送付に要する費用を申請者に負担していただきます。